静岡県告示第136号

国土交通省中部地方整備局長は、道路法（昭和27年法律第180号）第27条第１項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第４条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更した。

その関係図面は、平成30年３月６日から２週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月６日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員（m）	延長（m）
一般国道	414号	伊豆市月ケ瀬字賤戸46番の７から	前	17.6～86.6	153.9
		伊豆市月ケ瀬字内街道86番の２まで	後	30.7～174.6	153.9

＝＝＝

静岡県告示第137号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月６日から２週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月６日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員（m）	延長（m）
県道	大須賀掛川停車場線	掛川市入山瀬字西大谷2405番の４から	前	13.8～23.0	116.0
		掛川市入山瀬字西大谷2391番の４まで	後	12.4～20.4	116.0